

平成29年12月15日

### 1. 出席議員

|     |    |     |     |    |     |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番  | 大坪 | 久美子 | 14番 | 吉田 | 達志  |
| 2番  | 橋本 | 正敏  | 15番 | 寺尾 | 高良  |
| 3番  | 田中 | 栄一  | 16番 | 栗原 | 吉平  |
| 4番  | 堤  | 康幸  | 17番 | 樋口 | 良夫  |
| 5番  | 高橋 | 信広  | 18番 | 三角 | 真弓  |
| 6番  | 小川 | 栄一  | 19番 | 井本 | 政弘  |
| 7番  | 石橋 | 義博  | 20番 | 中島 | 富定  |
| 8番  | 伊井 | 渡   | 21番 | 森  | 茂生  |
| 9番  | 牛島 | 孝之  | 22番 | 栗山 | 徹雄  |
| 10番 | 萩尾 | 洋   | 23番 | 井上 | 賢治  |
| 11番 | 角田 | 恵一  | 24番 | 松崎 | 辰義  |
| 12番 | 服部 | 良一  | 25番 | 樋口 | 安癸次 |
| 13番 | 中島 | 信二  | 26番 | 川口 | 誠二  |

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 本会議に出席した事務局職員

|          |    |     |
|----------|----|-----|
| 事務局長     | 牛島 | 義光  |
| 事務局参事兼次長 | 古賀 | 安博  |
| 主任       | 服部 | 敬   |
| 書記       | 坂本 | 裕美子 |

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

|            |         |
|------------|---------|
| 市長職務代理者副市長 | 中 園 昌 秀 |
| 副 市 長      | 鎌 田 久 義 |
| 教 育 長      | 西 島 民 生 |
| 企画振興部長     | 井 手 勇 一 |
| 総 務 部 長    | 江 崎 順   |
| 市民福祉部長     | 坂 井 明 子 |
| 新社会推進部長    | 松 尾 一 秋 |
| 建設経済部長     | 松 延 久 良 |
| 教 育 次 長    | 永 溝 弘 幸 |
| 企画財政課長     | 石 井 稔 郎 |
| 総 務 課 長    | 馬 場 解   |
| 人 事 課 長    | 原 亮 一   |
| 税 務 課 長    | 堤 英利子   |
| 市 民 課 長    | 栗 秋 克 彦 |
| 福 祉 課 長    | 野 田 勝 広 |
| 文化振興課長     | 持 丸 末 喜 |
| 人権・同和政策課長  | 城 後 徳 博 |
| 建 設 課 長    | 山 口 英 二 |
| 上下水道局長     | 溝 上 啓 之 |
| 学校教育課長     | 藤 木 春 美 |
| 会計管理者兼会計課長 | 葉 山 多恵子 |
| 黒木支所長      | 井 上 秀 樹 |
| 立花支所長      | 井 上 武 明 |
| 上陽支所長      | 井 上 明   |
| 矢部支所長      | 江 田 秀 博 |

## 議事日程第6号

平成29年12月15日（金） 開議 午前10時

### 日 程

- 第1 委員長報告
  - ・質 疑
  - ・討 論
  - ・採 決
- 第2 議案上程・説明
- 第3 議案審議
  - ・質 疑
  - ・討 論
  - ・採 決

### 追加上程

- 第1 議案上程・説明
- 第2 議案審議
  - ・質 疑
  - ・討 論
  - ・採 決

---

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 委員長報告

議案第96号 指定管理者の指定について

議案第97号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第5号）

請願第6号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める請願

請願第7号 八女市の教育改革を求める請願

#### 第2 議案上程・説明

#### 第3 議案審議

議案第99号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第100号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第101号 工事請負契約の締結について

議案第102号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第6号）

議案第103号 平成29年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）

議案第104号 平成29年度八女市簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）

議案第105号 平成29年度八女市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第106号 平成29年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

議案第107号 平成29年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第108号 平成29年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）

追加日程

第1 議案上程・説明

第2 議案審議

議員提出議案第4号 三田村統之市長に対する辞職勧告決議

---

### 午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に提案理由書及び委員長報告書を配付いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立たしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定によりお手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

ここで8番伊井渡議員から発言の申し入れがっておりますので、これを許します。

○8番（伊井 渡君）

皆さんおはようございます。8番伊井渡です。私、さきの一般質問の中で「格差の連鎖を断ち切る」と申しましたが、この部分を「貧困の連鎖を断ち切る」に訂正させていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。（219ページを訂正）

○議長（川口誠二君）

ただいまの発言の訂正につきましては、会期規則第62条の規定に基づき、議長においてこれを許可いたします。

### 日程第1 委員長報告

○議長（川口誠二君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、建設経済常任委員会に付託されました議案第96号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

**○建設経済常任委員会委員長（石橋義博君）**

皆さんおはようございます。本建設経済常任委員会に付託されました議案第96号 指定管理者の指定について審査をいたしました概要並び結果について御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け慎重に審査を行いました。

本案は、八女市矢部地区山村滞在施設ほか2施設の指定管理者に西洋フード・コンパスグループ株式会社を指定しようとするものでございます。

まずは、12月7日の本会議での議案質疑において、執行部から十分に回答できなかった件を含め、総支配人から聞き取り調査を行ったと報告を受けました。西洋フード・コンパスグループ株式会社の資本金減額については、受託契約が中心の経営に切りかえていったことと、親会社に全株式を移管したことによりグループ内で資金の調達ができるようになったことなどによるもので、弁護士からもその経緯に問題はないとの見解が示され、税理士の相談においても、経常収支比率を算出し健全な運営がされているとの判断がされたということでございます。

次に、食中毒などに関することについては、全国に1,000を超える店舗がある中で過去5年間に4件報告されているが、九州管内では発生しておらず、八女市内の関連施設も13年ほど経過しているが、一切発生していないとのことでした。

次に、同社が現在八女市内で運営している複数施設の雇用状況は168名の社員のうち97%は八女市内に居住しているとのことであるが、本案の3施設について、地域との連携はどうしていくのかとの質問には、運営会議を立ち上げ、市、指定管理者及び地元の方々でしっかり協議をしていき、あわせて一般財団法人秘境柚の里との協力、連携も図っていくとの回答でございました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、当委員会では賛成多数で原案どおり認めることに決しました。議会におかれましても御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、委員長報告といたします。

**○議長（川口誠二君）**

委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結し、討論を行います。

**○24番（松崎辰義君）**

私は議案第96号 指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

これは矢部地区に建設中の山村滞在施設、矢部地区観光物産交流施設、矢部食材供給施設

を西洋フード・コンパスグループ株式会社に指定管理者として指定しようとするものです。西洋フードは、資本金22,316,624,900円という大企業ですが、平成28年に資本金が1億円に減資をされています。

減資をする理由としては2つのことが考えられるそうです。1つは累積赤字の補填、もう一つは節税だと言われています。西洋フードの業績がいいことは税理士の方も認めておられるので、節税が目的だろうと思います。節税を目的とした減資は、社会の批判を浴び、信用力低下を招くとあります。また、納税を社会的責任の一つとして担っている企業がとるべき選択肢ではありませんとも言われています。もちろん違法でないことは承知していますが、納得ができず反対の意を表明して、討論を終わります。

#### ○5番（高橋信広君）

私は議案第96号 指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

最初に、候補者、西洋フード・コンパスグループ株式会社の減資については、経営悪化によるものではなく、企業戦略の一環として株主からも同意を得て決定されたもので、何ら企業価値の低下につながるものではないと考えております。

八女市矢部地区山村滞在施設を初め3施設の指定管理者を西洋フード・コンパスグループ株式会社とする提案につきましては、観光、経済、雇用等において矢部地区の活性化につながるものであり、またグリーンピア八女、池の山荘、べんがら村などとの連携による相乗効果も大いに期待でき、現時点における最適な選択と高く評価するところであります。特に八女市矢部食材供給施設にて生産している、そまりあんカレーを自社運営ゴルフ場へ投入するという販売戦略、あるいはべんがら村醸造施設にて製造の地ビールで矢部地区の天然水を使用した商品開発の計画など、企画力と企業チャネルには大いに魅力を感じております。

よって、私は議案第96号に賛成するとともに、議員各位におかれましても賛同を賜りますようお願い申し上げます、討論を終わります。

#### ○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

#### ○議長（川口誠二君）

賛成多数であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、本定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案第97号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

### ○予算審査特別委員会委員長（大坪久美子君）

予算審査特別委員会に付託されました議案第97号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第5号）の審査の結果及びその概要について御報告いたします。

本特別委員会は2回の全体会を開催し、各分科会委員長の報告を受け採決した結果、議案第97号を全員賛成で可決したことをまず御報告いたします。

以下、各分科会から報告を受けた主な点を申し上げます。

まず、総務文教分科会でございます。

外国語指導助手の派遣に関する業務委託料について報告がございました。

来年度から小学3年生と4年生で新たに年間15時間の授業が始まり、5年生と6年生が年間35時間から50時間にふえることから、外国語指導助手を7名にするための債務負担行為補正であること。日本語を話すことができる指導助手を派遣の条件に加え、プロポーザル方式で業者選定を実施するとの報告がございました。

次に、厚生分科会でございます。

1点目は、上妻小学校の学童保育所の整備に関する報告がございました。定員66人に対し申し込みが97人ございまして、第2学童保育所で対応していたため専用の施設を整備するものでございます。

2点目は、忠見保育園の増改築に関する報告でございます。120人の定数を来年度130人に予定しているための施設整備費であること。

このほかに、施設型給付費の負担割合や加算額の対象者の数などの内容確認、また待機児童に関する情報の説明を受けたとの報告がございました。

次に、建設経済分科会でございます。

八女材普及促進住宅資材助成事業補助金に関し、今回の補正を含めた平成29年度の事業件数の報告がございました。市外から八女市に居住される補助件数が7戸、市内居住者への補助件数が55戸、業者への推進事業費が延べ120件で、総事業費が39,100千円であるとの報告がございました。

以上が各分科会から報告を受けた主な点でございます。

なお、全体会における討論はございませんでした。

議会におかれましてもよろしくお願い申し上げます、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

### ○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

全員賛成であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、本定例会において総務文教常任委員会に付託されました請願第6号及び請願第7号、以上2件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

**○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）**

おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました請願第6号及び請願第7号について審査いたしました概要及び結果について一括して御報告申し上げます。

審査の前に、両請願ともに執行部からの現状等の説明を受けております。その後、紹介議員より要旨について、参考人より請願の理由について説明を受け、意見を聴取したところがあります。

まず、請願第6号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める請願について御報告を申し上げます。本請願は、請願表の記載のとおり、要旨4項目について請願されたものであります。

執行部からは要旨に対し、平成19年2月に策定した八女市国民保護計画に基づき的確に対応すること、ホームページや「広報やめ」に記事を記載し適時に啓蒙していること、八女地区総合防災訓練において訓練を実施していること、国民保護計画に基づき市民の安全を最優先として迅速に救援活動を実施することとしていることの説明を受けております。

審査の中では、委員より、市町村の役割は市民の生命を守ることであり、国の指示の有無にかかわらず迅速に救援活動を行うことは、今までもこれからも変化はない。また、国が北朝鮮との対話により、事態が起きないような方策をとる必要があるとの意見が出されました。

続きまして、請願第7号 八女市の教育改革を求める請願について御報告申し上げます。本請願は、請願表の記載のとおり要旨3項目について請願されたものであります。

執行部からは、要旨に対し、全ての市立学校で掲揚台や屋内運動場において国旗を掲揚し、入学式や卒業式及び体育大会等で国旗を掲揚していること、道徳教育は県の研究指定を受け



て取り組んでいること、北朝鮮の拉致問題は中学3年生社会科公民分野で取り上げられており、社会教育啓発としてスマイルフェスタで取り組んだこと、国語教育は学習指導要領に示されている内容であり各学校の教育課程編成に適切に反映され、確実に実施できるよう指導、助言に努めるとの説明を受けております。

審査の中では、委員より、現在も国旗掲揚については学校行事等で実施されているという意見が出されました。また、その他に、憲法第19条の思想及び良心の自由もあるとの意見が出されました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、両請願とも賛成少数で不採択とすることに決しました。

以上、当委員会に付託されました請願の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

**○議長（川口誠二君）**

委員長の報告は終わりました

まず、請願第6号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

請願第6号に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告が不採択のときは委員長報告のとおりを決するかどうかではなく、請願採択をするかどうかをお諮りしますので、御注意ください。もう一度申し上げます。お諮りするのは、委員長報告のとおりを決するかどうかではなく、請願を採択するかどうかについてであります。請願採択に賛成なら起立、賛成以外は着座のままです。お間違えのないようお願いをいたします。

それでは採決いたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

起立少数であります。よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第7号 八女市の教育改革を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

○23番（井上賢治君）

請願第7号 八女市の教育改革を求める請願に反対の立場で討論いたします。

委員長の報告にもありましたように、請願要旨の1点目の運動会や学校行事、教育の日など、公的行事において国旗掲揚を行うことについては平成20年3月公示の現行学習指導要領に、入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとなっております。

八女市では、これ以前から入学式や卒業式、体育会、運動会での国旗の掲揚と国歌の斉唱を指導してあります。全ての小中学校で実施されております。我々議員も各小中学校の入学式や卒業式、体育会、運動会に出席して承知をしているところであります。

教育の日においては、児童生徒のステージ発表などで、ステージ後方のスクリーンを利用するので、国旗の掲揚はしていなかったということではありますが、今後は教育の日の開会行事で国旗を掲揚するとのことでもあります。

2点目の道徳教育を充実させ、人権教育において北朝鮮拉致問題を取り扱うことについては、道徳教育においては教科外の活動であった道徳が平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で教科に格上げされることとなりますが、それを踏まえて事前に研究しようということで、八女市は見崎中ブロック、つまり忠見小学校、川崎小学校、見崎中学校の3校で、県の道徳の研究指定を3年間受けてあり、本年度が中間発表で、来年度に本発表をする予定であるとのこと。これを県下に広めようということをやっているとのことでありました。

北朝鮮の拉致問題に関しては、小学3年生社会科公民分野の国際社会の課題と私たちの取り組みという単元で取り上げられ、八女市で使用している教科書には拉致問題は被害者の人権と国家主権を侵害する問題ですと記述されており、人権教育の視点から授業内容が充実するよう各学校に要請をしていくとのことでもあります。また、平成25年には、スマイルフェスタにおいて、横田めぐみさんの御両親が約90分にわたって記念講演をされております。

3点目の日本語教育、国語教育に全市的に取り組むことについては、母国語である日本語を大切にするのは当然のことでもあります。学習指導要領では全教科全領域で言語活動の充実が求められております。新学習指導要領では国語教育を中心とした言語能力の確実な育成、我が国の伝統文化に関する教育の充実、外国語教育の充実など、教育内容の主な改善事項として7点上げてあり、八女市では請願で求められている日本語教育、国語教育については、学習指導要領に示されている内容であり、各学校の教育課程編成に適切に反映され、確実に実施できるよう指導、助言していくとのことでもあります。

加えて、八女市を愛し、ふるさとに誇りを持つ子どもの育成の点から、八女市独自の取り

組みとして、八女ふる里学の内容及び実践を行うとのことであります。

以上のようなことで、請願の内容についてはほとんどが現在でも行われていることであり、改めて請願として取り上げる必要はないと判断し、この請願に反対するものであります。

終わります。

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

請願第7号に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告が不採択のときは委員長報告のとおりを決するかどうかではなく、請願を採択するかどうかをお諮りいたしますので、御注意ください。

それでは、採決いたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

起立少数であります。よって、請願第7号は不採択とすることに決しました。

**日程第2 議案上程・説明**

**○議長（川口誠二君）**

日程第2. 議案の上程を行います。

市長職務代理者より議案10件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第99号から議案第108号までの計10件を一括議題といたします。

市長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

**○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）**

おはようございます。平成29年第5回八女市議会定例会におきまして、報告1、議案13件を御承認いただき、まことにありがとうございます。今定例会にさらに議案10件を追加提案いたします。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議案第99号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は国家公務員の特別職の給与改定に準じて、特別職の期末手当について年間で0.05月分の引き上げを行うものでございます。

なお、この改正に伴い、八女市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定により議員の期末手当についても同様の引き上げとなるものでございます。

次に、議案第100号でございます。八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定について御説明申し上げます。

本案は、国における人事院勧告を踏まえ、勤勉手当の支給率及び給料表を改正するものでございます。勤勉手当については、年間で職員が0.1月分、再任用職員が0.05月分の引き上げを行うものでございます。また、別表第1及び別表第2の給料表を改定し、あわせて一部分言の整理を行っております。

なお、附則においてこの条例は平成29年4月1日から適用することとしております。

次に、議案第101号でございます。工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

市道宮ノ原東西線橋梁上部工工事を施行するため、指名競争入札を実施しましたところ、株式会社ニューテック康和九州支店を工事請負人に決定いたしました。

本案は、株式会社ニューテック康和九州支店と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第102号から第108号につきまして、一括して説明をいたします。

議案第102号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第6号）から議案第108号 平成29年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）まで、一括して御説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に基づく給与改定等による人件費の補正でございます。

歳入につきましては、一般会計は財政調整基金繰入金、各特別会計は一般会計繰入金、水道事業会計は内部留保資金で調整を行っております。それぞれ議案に給与費明細書を掲載しておりますので、ごらんください。

以上で説明を終わります。議会におかれましては十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御願いいたします。

**○議長（川口誠二君）**

市長職務代理者の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

### 日程第3 議案審議

**○議長（川口誠二君）**

日程第3. 議案審議を行います。

議案第99号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○24番（松崎辰義君）**

今、市長職務代理者副市長から説明がございましたけれども、具体的に幾ら上がるのか、お

願います。

○人事課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

今回、特別職の条例改正につきましては、特別職の期末手当を0.05月分上げるものでございます。特別職の期末手当の改定の増加額として168,475円、それから議員の期末手当につきまして581千円ということになっております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

議員の場合、1人幾らになりますか。

○人事課長（原 亮一君）

御説明いたします。

一般の議員の方で22,137円でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（川口誠二君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○24番（松崎辰義君）

今のアベノミクスは大企業については効果を示しているものの、中小企業、また国民、市民にとっては何の効果もあっておらず、市民の生活は厳しくなる一方であります。そういう中での給与等を上げることはお手盛りとみなされ、市民の理解を得られるものではありません。よって、反対の意を表明して、討論を終わります。

○議長（川口誠二君）

伊井議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。賛成討論ございませんか。

○8番（伊井 渡君）

議案第99号に関しまして、反対の立場で討論をいたします。

今回の給与改定、人事院勧告に基づいての給与改定であるとは存じますが、人事院勧告につきましては、これまで何回も一般討論等で申してまいりましたが、本来、人事院勧告は公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本として行わなければなりません、そういったことを守らずに給与の高い福利厚生を整った大企業に偏り過ぎた調査がなされて

おります。そういったことで八女市内の給与所得者の給与の状況等、全く反映されておられませんし、また八女市におきまして給与等がよくなったというような話も全く聞きません。そのような状況の中で給与の引き上げを行っても住民の納得は得られないと思いますし、住民の反感を買うだけではないかと存じます。

以上、簡単ではございますが、反対討論といたします。

○議長（川口誠二君）

討論を終結します。

暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議案第100号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（森 茂生君）

新聞報道によりますと、ここには出てきませんが、国家公務員の退職手当が平均で780千円引き下がるというような報道がっております。この議案には退職手当のことは出てきませんが、退職手当のほうはどのようになるのか、お尋ねします。

○人事課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

議員御指摘のとおり、国家公務員の退職手当法が改定され、引き下げが行われるということでございます。八女市におきましては、退職手当につきましては一部事務組合でございます福岡県市町村職員退職手当組合に加入をしております。でございますので、その取り扱いについては退職手当組合のほうで決定がなされるものと存じております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

それでは、まだ退職手当がどうなるのかは決まっていないということでよろしいんですか。

今年度中に決まるんですか、どうなる予定なのか、お尋ねします。

○人事課長（原 亮一君）

現段階では未定ということでございます。

○21番（森 茂生君）

はい、わかりました。大幅な引き下げのようですので、心配をしているところでした。

続きまして、ここに期末手当の分は職員で0.1、再任用で0.05と表現されておりますけれども、給与表はどのような改定が行われるのか。新聞報道によりますと、月給の平均で0.15を引き上げるといような報道ですけれども、八女市の場合、この給与表の改定はどのような改定なのか、お尋ねします。

○人事課長（原 亮一君）

御説明いたします。

0.15という数字は人事院勧告が示した国家公務員と民間の給与格差が0.15という格差があったということでございます。それを埋めるために、人事院勧告のほうで行政職の給料表の改定が行われてございます。それが議案の4ページにございます条例案の中の下のほうに別表第1（第3条関係）という行政職給料表がございまして、この表が国家公務員が人事院勧告で改定をされたらと、それに準じて八女市のほうも給料表を改定しているところでございます。

例えば、1級におきましては、平均で935円の引き上げがされているということで、率にして0.48%、号給ごとに引き上げされた金額がそれぞれ設定をされているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

それから、この適用が平成29年4月1日ですので、結局4月1日に遡及をして支払われるということで理解してよろしいのでしょうか。

○人事課長（原 亮一君）

はい。御指摘のとおり、議決いただきましたら4月1日施行ということで、4月1日に既に支払われている分についても遡及をするということになるところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

はい、わかりました。

もう一点だけお尋ねします。期末勤勉手当と給料ですけれども、期末勤勉手当はいわゆる報奨的な意味合いがあるとも言われておりますし、労働基準法では労働の対価だとも言われております。報奨的なものであれば、雇い側の裁量で、極端な話、払わなくてもいい。労働の対価であれば当然払わなければならないという考え方になるようです。ですから、公務員

の場合、退職手当もそうですけれども、期末勤勉手当の考え方はどのような考え方に基づいて支給をされるのか、そこら辺のところをお尋ねします。

**○人事課長（原 亮一君）**

お尋ねの点については、さまざまな考え方があることは承知しているところでございますけれども、基本的には戦後のインフレ期に盆暮れの生計費等を補填する趣旨で始まったものが由来とされているということで書籍で示されているところでございます。基本的に均衡の原則に従いまして、民間に合わせて今の制度になってきているものでございまして、私どもといたしましては、国、その他の地方自治体の制度に合わせて制度化させていただいているところでございます。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

**○8番（伊井 渡君）**

私は議案第100号に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

議案第99号とほとんど同じでございますが、やはり市内の給与所得者の中から給与が上がったとかそういったことを全く聞かない中において、このような給与の引き上げを行われるということはいかなるものかと存じます。住民の納得を得られないと思います。

それより総務省の新地方行政改革指針、あるいは地方公務員法第24条、こういった法律的な観点からしましても、職員の給与と市内給与所得者水準が適正であると考えます。しかし、格差は2倍近くにも達しておりますので、早急に職員の給与、人件費等、市内給与所得者水準に適正化をする議案を提出されるべきではないかと存じます。

以上、簡単ではございますが、反対討論といたします。

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**



起立多数であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

議案第101号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○3番（田中栄一君）

まず、この業者の指名数についてお伺いいたします。

○総務課長（馬場 解君）

14社でございます。

○3番（田中栄一君）

工事請負の価格が予定価格からすると相当下回っておるということで2点ほどお尋ねしたいですが、最低入札制限価格との兼ね合い、それから果たして現在のこの価格で、きちんとした工事のあれが担保されるのかという点についてお尋ねしたいと思います。

○総務課長（馬場 解君）

お答えいたします。

市では今回の入札につきましては、最低制限価格を設けておりません。そのかわりといっ  
てはなんですけれども、設計金額が一定以上の工事に関しまして、低入札価格調査制度とい  
うのを導入しております。事前に設定しました基準額を下回って入札が行われた場合に、そ  
の業者の方から積算根拠の提出を求めまして、聞き取りを行っております。

今回の結果としましては、この会社がプレストレストコンクリート、PCと言われており  
ますけれども、この建設を専門に行っていた会社のメンテナンス部分が独立分社化した会社  
を母体としております。そういうことで、コンクリート構造物の施工に特化した会社でござ  
いまして、資材を安価に調達できること、それから特定の工事に関して安価で施工できる  
というふうな説明を受けております。

それから、もう一点、同社関連の事業所が県南地区にございまして、長期の工事になりま  
すと、現場で働く人たちのための宿舎を設けたりする場合もございしますが、そういったもの  
が不要になるために経費を抑えることができるということで伺っております。

御指摘のありましたように、安い金額で請け負ったことによって、品質の低下ということ  
があってははいけませんので、その点につきましては十分指導を行っていきたいと思ってお  
ります。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

終わります。

○11番（角田恵一君）

ちょっと関連になるかと思いますが、先ほどの選定業者は14社ということで、参考に2

番札の落札金額をお知らせ願いたいと思います。

それとあわせて、これは上部工の発注でございますので、今後、契約変更はあり得ないということで理解をしておいてよろしいでしょうか。

○総務課長（馬場 解君）

2番目の入札額は123,000千円となっております。これは税抜きでございます。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

上部工の工事ではございますけれども、前後の取りつけの部分もございまして、若干の変更はあるかということで理解をしております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議案第102号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

**○24番（松崎辰義君）**

議案第102号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第6号）について反対の立場から討論を行います。

全てに反対するものではございませんが、先ほど第99号で反対した同じ理由ですが、ここの中に議員の報酬等が含まれておりますので、反対をいたします。

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

起立多数であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

議案第103号 平成29年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（川口誠二君）**

起立多数であります。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

議案第104号 平成29年度八女市簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とい

たします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

議案第105号 平成29年度八女市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

議案第106号 平成29年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

議案第107号 平成29年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

議案第108号 平成29年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時9分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。昨日、小川栄一議員外2人から議員提出議案が提出されました。これ

を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

#### 追加日程第1 議案上程・説明

○議長（川口誠二君）

追加日程第1. 議案の上程を行います。

議員より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件は局長をして朗読させます。

○議会事務局長（牛島義光君）

〔朗読省略〕

○議長（川口誠二君）

局長朗読のとおり、議員提出議案1件を議題といたします。

議員提出議案第4号について、提出議員より提案理由の説明を求めます。

○6番（小川栄一君）

ただいま上程されました件の理由を述べさせていただきます。

理由。三田村市長の平成29年5月24日からの休職は、病気療養とはいえ、この半年間以上の市政に停滞をもたらし、中でも公立八女総合病院問題など他自治体との交渉事に遅延を生じている。

平成29年第5回12月、今定例会も欠席され、都合3定例会を全休されたことになり、その責任は重大である。さらにこの状況が続けば、来年度の市政に多大な影響が及ぼされる。市長の病状回復を祈念しつつ、来年1月22日に復帰を明言されているものの、一日も早い辞職を求めるものである。

以上、決議する。

以上です。

○議長（川口誠二君）

以上で議案の上程を終わります。

#### 追加日程第2 議案審議

○議長（川口誠二君）

追加日程第2．議案審議を行います。

議員提出議案第4号 三田村統之市長に対する辞職勧告決議を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○18番（三角真弓君）

突然の議案ということでございましたけど、昨日、皆様にはファクスが届いていたと思います。私なりにこの議案に対しての反対討論をいたしたいと思います。

内容につきましては、議員各位、市民の皆様のご意とするところだと認識はいたしております。三田村市長は本年5月24日より12月までの間、病気療養ということで議会へも、そして市民の皆様へは各新聞紙面等で報告をされておりました。

その間の行政運営は、当選当初より側近として常に市長を支えてこられました中園市長職務代理者を初めとする副市長、各部課長に委ねられてきました。その間、市民の皆様、議会としましても、市長の病状に対してはいろいろの臆測が飛び交ったのも事実でございます。その間、議会としましても、議長が代表として執行部側との意見のやりとり、交渉といったこともたびたび行ってこられております。

このような経過の中で、11月17日に市長出席のもと全員協議会が図られ、市長からは今までの病状の経過、今後の方針等を語られ、また議員各位の質問にも答えられました。その後、議員だけで議論を重ね、市長が主張された明年1月22日の復帰への承認という総意に至った旨、私自身は認識をいたしておりました。

平成22年2月1日の広域合併後、市長の公務は365日ほとんど休みのない中での公務でありました。しかもその間、平成24年の北部豪雨災害の発生という非常に大変な時期もあったことは皆様が承知されているところでございます。

三田村市政に対しての思いはいろいろございますが、市長としての激務はやった者でしかわからないほど大変なものではないでしょうか。特にこの2期8年、心の休まることもな



かったでしょうし、今、御自身の進退に対しては、心を痛めながら、市民、また議会に対する思いははかり知れないものがあると思っております。20日余りの復帰が延びたことへの議員各位の思い、市民の皆様への思い、いろいろ千差万別であると思えますけれども、政治家としての自身の進退は自身で決められるべきだと思っております。せめて1月22日までの期間を見守り、その間、行政側としては一丸となって、より以上に市民への奉仕の意味で市政運営に尽力をしてほしいと切に願っております。

よって、本議案に対して、その趣旨は十分に理解した上で反対の意といたします。

以上です。

**○議長（川口誠二君）**

ほかございませんか。

**○21番（森 茂生君）**

21番森です。私は本議案に賛成の立場で討論を行います。

もう既に皆さんも御承知かと思えますけれども、市民の皆さんの声は非常に厳しいものがあります。余りにも休職が長過ぎるとい声いろんなところから聞こえてきます。また、12月復帰ということと言われておりましたけれども、それが1月22日まで延びること、この変更についてもいろんな声聞こえます。政治家としていかなものかという気もしないではありません。

また、先ほど言われましたように、市長の職務は相当激務だろうと想像されます。したがって、長い目で見れば療養に専念されたほうが私はいいのではないかと思っております。

以上の理由により、本議案に賛成するものであります。議員の皆さんの御賛同よろしくお願いたします。

**○11番（角田恵一君）**

私は本日提出されました三田村統之市長に対する辞職勧告決議に対し、反対の立場で討論させていただきます。

辞職勧告決議の提出の理由に幾つか述べられております。確かに市長においては長期の病氣療養となっておりますが、この間、市長の停滞をもたらしているとは思いません。市長の病氣療養後の平成29年度予算執行においても各種事業推進においても、中園市長職務代理者及び鎌田副市長、各部課長及び全職員一丸となって行政運営に当たっておられると思っております。

また、理由の一つに公立病院問題を上げておられますが、このことについては現在、執行部及び議会において、検討委員会において議論がされており、特に議会においては公立病院に限らず、八女地域の今後の医療のあり方も視野に入れた検討委員会が設置されております。仮に市長がおられたとしても、八女市にとって重要な課題であるので、早急な結論は出し得

ていないかと思われます。

また、定例会の対応については、その都度、執行部からの状況説明があり、特に今回の12月議会の対応については市長本人が11月の全員協議会に出席し、病状も含め、復帰に対する考えを示され、来年1月22日には復帰したいとの発言があり、議会側も理解をしたと考えております。

さらに、来年度の予算編成についても、市長の発言どおり、1月22日に職務に復帰されるならば、市長の考えが反映された予算の提案は3月議会に十分間に合うかと思われます。

現在、市長においては1月22日の職務復帰に向け、懸命の努力をされておると思っております。もし、それまでの間に状況が変われば、議会においても11月の全員協議会で議論したとおり、何らかの行動はとる必要があるとは思ひます。

以上のようなことから、今回提出のあった辞職勧告決議に反対するものです。議員各位におかれましては御賛同の上、反対していただきたいとお願いし、討論を終わります。

以上です。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立少数であります。よって、議員提出議案第4号は否決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成29年第5回八女市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 川 口 誠 二

八女市議会議員 田 中 栄 一

八女市議会議員 井 上 賢 治